

アメニティとエコロジー

—「環境」概念の検討—

塚 本 利 幸

はじめに

個別の 이슈を離れて、「環境問題」の全体像を俯瞰しようとするとき、その多様性に目の眩むような思いを禁じ得ない。さまざまな領域の 이슈が、こぞって「環境問題」としてのクレーム・メイキングを行いつつある。例えば、職場環境の汚染という観点から反喫煙運動を展開することも可能であるし、歴史的環境の保全という観点から場外馬券売場の設置への反対運動を展開することも可能である。こうした「環境問題」の多様化の背景となっている「環境」概念の特質を洗い出しておく必要があるのではないだろうか。特に、環境NGOによる資金集めのための「カリスマ性のある大型動物（鯨や象）の保護運動」、事業省庁による「環境の事業化」、市場経済原理に基づく「環境の商品化」、といった「環境」の占有をめぐる陣取り合戦を目にするとき、「環境」という問題設定に足下をすくわれないためにも、こうした作業の必要性が実感される。

こうした、ある意味で普遍的な「環境」概念の外延の拡大という傾向に加えて、アメニティの「環境」概念への包摂という日本的な現象も検討しておかなければならないだろう。歴史的な街並みの保全や都市の景観問題、さらには、コミュニティの連帯、地域に固有の文化や伝統の継承といった、英米語圏であれば「environment（環境）」や「ecology（生態系／生態学）」といった問題設定とは別立てで「civic-trust（シビック・トラスト運動）」として論じられている 이슈が、日本では「環境問題」として議論されてきている。「環境問題」の多様化を検討する上で、こうした日本特有のアメニティとエコロジーの絡まりあいを解きほぐしておく必要もあるだろう。本稿は、「環境」概念の検討を通して、「環境問題」の多様化という現象と、その日本的な発現形態の特質を把握することを目的としている。それは、言い換えれば、環境社会学のための交通整理の試みでもある。

1 レトリックとしての「環境」

「環境」というトピックは、ごく一般的な話題として私たちの日常生活の中に入り込んできている。「環境」という言葉を、耳にしたり、目にしたり、あるいは、自分自身で口にするのは、日常茶飯事になってきている。それどころか、現代の社会の在り方を考える上で「環境」はなくてはならない切り口にさえなっている。冷戦構造の終結の後、世界の在り方を考えてゆく上で「環境」は「経済」や「人権」と並んで普遍的な枠組の一つになってきている。今や「環境」に無関心でいることは、ある意味で不道德なことですらある。「エコロジーの合法性にまじめに異議を唱えようとする者は誰もいない」(Ferry, 1994:24) ののである。では、この「環境」とはいったいどのような概念なのだろうか。

1-1 環境社会学における「環境」概念の曖昧さ

まず、環境社会学が「環境」をどのように定義してきたのかを見ておこう。「日本の社会学者が執筆して発行されるものとしては最初の環境社会学の教科書」(飯島,1994:1)である『環境社会学』の中で、編者の飯島は「環境」を「従来、社会学研究において関心を示されることの少なかった物理的・化学的あるいは自然的環境である」と定義し、社会的な視点から「環境問題」を「物理的環境や化学的環境、あるいは自然的環境の変化や悪化と関連して、人間生活、人間集団、人間社会、社会関係などに発生するさまざまな影響や問題」として定義している(飯島,1993:3-4)。

実際に『環境社会学』の中で個々の執筆者によって、それぞれの章で扱われているのは、公害問題、自然保護とアメニティ、まちづくり運動、リサイクル運動、歴史的環境の保全、エネルギー問題、ごみ・資源問題、ライフスタイル、地域生活、産業化、地域開発、生活者の加害源化、環境運動、生活環境、都市環境、公害輸出、といった実に多様な問題群である。「1980年代に入ると、日本における公害・環境問題は、問題そのものが多様化する傾向をしめすようになる。環境社会学的研究も、これに応じて多様化している」(飯島,1993:228)というわけである。

このように多様な問題群を取り扱うことができる、ということがある意味で「環境」概念の強みなのかかもしれない。しかし、沖縄の開発にともなう自然(生態系)の破壊(鶴飼, 1992)と、小樽運河(歴史的環境)の保全運動(堀川, 1989)とを、ともに「環境問題」に分類するような場合、この二つの「環境問題」には、もはや「物理的環境の変化」という共通項しか見いだせない。また、「生活環境」と「自然環境」は常に両立可能なもので

はなく、時にはトレードオフの関係にもなる。近代的な意味での「利便性」や「効率性」、経済的な「合理性」の追求と生態系の保全との両立は困難な課題になってきている。サステイナブル・ディベロップメント概念の解釈をめぐる混乱が生じていることがこのことをよく示している⁽¹⁾。また、生態系を守るために「個人の生命の質」が制限されるような場合も想定できる⁽²⁾。

ここで、環境社会学における「環境」概念の曖昧さ（定義しているようにみえて実は何も定義されていない状況）を指摘したのは、より有効な、あるいは、より正確な「環境」概念を定義するためではない。飯島の言うように環境社会学的研究には多様化する必然性があったのであり、「環境」概念は曖昧なものでなければならなかったとすら考えるからである。環境社会学における「環境」概念は、シュッツの言う意味での「二次的な構成概念」である（Schutz, 1954）。環境社会学が扱おうとしているのは「環境」そのものではなく、「社会問題」としての「環境問題」である⁽³⁾。従って、環境社会学における「環境」の定義は、何が「環境問題」なのかを定義してゆく一次的な社会過程——実践的な諸活動における「環境」概念のプラグマティックな使用——に基づかざるをえないのである。社会システム論における環境の定義（システムの外部としての環境）は、システム論の内部で完結しうる。それに対して、「環境問題」を扱う環境社会学の「環境」概念は、環境社会学の内部で完結することができない。ある問題を「環境問題」として定義してゆく社会的なクレーム申し立て活動が成功すれば、それに応じて、新たに「環境」概念の外延を拡張してゆく必要性が出てくるのである。歴史的建造物の保存運動や町並みの保存運動が、「歴史的環境保全運動」として自らを定義し、その定義が社会的に認められたとき、環境社会学は新たな「環境問題」を取り込まなければならなくなるのである。

環境社会学における「環境」概念が曖昧なのは、現実の社会的な相互作用の過程において「環境」が重要な「説得のレトリック」になり、そのために一次的な概念の使用の過程で「環境」概念が外延を拡大していつているからなのである。「環境」概念の曖昧さは、環境社会学のように「社会問題」に実践的に取り組んでいこうとする立場にとって、ある

⁽¹⁾サステイナブル・ディベロップメント概念の解釈をめぐる混乱を分析したものとしては、林・他(1991)がある。

⁽²⁾こうした想定具体例としては、加藤尚武「中之島ブルースーまたは人間に対する自然の権利」『環境倫理学のすすめ』2章がある。

⁽³⁾飯島によれば環境社会学の独自性のかなりの部分は「住居者の視点、生活者の視点、被害者の視点から環境問題全体に接近するための方法論や技法を有している点にある」という（飯島、1993:7）。

意味では宿命的なものである。ここで、重要なのは環境社会学における「環境」概念が「二次的な構成概念」であるという自覚である。

では、こうした鍵概念の曖昧さは環境社会学にとってどのような意味を持っているのだろうか。もちろん、こうした曖昧さを克服すべき欠点であると見なし、研究者の側であらかじめ「環境」概念を操作主義的に定義しておくことも可能である。そのためには「環境」概念の精緻化に向けて努力してゆかなければならないだろう。しかし、ここではそうした方向はとらない。むしろ「環境」概念の曖昧さの中にこそ環境社会学の積極的な可能性が見いだしうと考えるからである。「環境」という曖昧でありながら、異議の唱えにくいテーマを実践的な関心から定義してゆく一次的な過程自体を、環境社会学は分析の対象とすることができる。環境が定義されてゆく社会的な相互作用の過程に、メタレベルの視点から分析を行いうるという点に、環境社会学の環境経済学や環境倫理学、環境民俗学といった隣接する諸領域に対する独自性が存在するのではないだろうか。相互作用の現場において「環境」概念はどのようにして使用され、そうした使用を通してどのように再構成・再定義されてゆくのであろうか。まず、「環境」概念が外延を拡大していった過程を追ってみることにしよう。

1-2 「公害」から「環境問題」へ―枠組の移行

高度経済成長期の日本にとって環境破壊、すなわち「公害問題」であった。四大公害病訴訟の例からも明らかなように、そこでは、人間が暮らす環境世界に鉱工業による化学物質や鉱産物などの汚染物質が排出されることが問題とされてきた。公害問題の基本的な図式は加害者が企業で被害者が住民というものであった。この二項対立的な図式において、悪者は有害物質を垂れ流す私企業であり、それを産業優先の方針や癒着等の原因から規制できない行政であった。そして、被害者は加害活動に本来責任を持たない一般住民であった。「社会的強者vs弱者」という図式が成立していたのである。こうした公害における汚染物質の典型は毒物であり、直接に命や健康に関わる化学的汚染物質＝有機水銀やカドミウム、窒素酸化物などがその典型であった。その解決方法は汚染源である企業の行動を規制することである。適正な排水基準の設定、調査や監視、行政指導、罰則の適用といった具体的・外的な規制の導入が求められたのである。

これに対して、近年の「環境問題」の論じられ方は、かつての「公害問題」とは枠組を異にしている。ここでは、もはや単純な「加害者vs被害者」図式は機能しえない。ライフスタイルの変化にともなって生活廃棄物の処理などの行政サービスへの依存が増大してい

き、その結果、尿尿処理に伴う特定地域の水質汚染や、廃棄物処理地の建設による水質汚濁などが特定地区の環境を汚染するようになった。この場合には排出源は必ずしも企業の生産活動だけとは限らず一般住人の消費活動であることも少なくない。この場合は「廃棄物をより大量にだす地域」vs「廃棄物の処理場が置かれており、そのことによって生活環境が汚染されている地域」、あるいは、環境汚染の被害を相対的に「あまりうけない地域」vs「直接的に被る地域」といった形で、地域間の対立という新たな「被害者vs加害者」の二項対立的な図式が登場してくることになる。梶田（1988）によって提唱された受益圏（加害圏）・受苦圏（被害圏）という対概念は「公害問題」よりもはるかに入り組んだこうした関係を描き出すための分析装置だったのである。しかし、ここで注意しておかななくてはならないのは、新たな二項対立図式において、対立の軸が「どれだけ環境を汚染しているのか」から「どれだけ環境汚染の被害を被っているのか」に移行しているという点である。新たな二項対立は「公害問題」における二項対立に比べれば、ある意味で相対的なものにすぎない。「誰が環境を汚染しているのか」という観点からすれば、「環境にやさしくない」近代的なライフスタイルの恩恵に浴くしているという意味で、対立図式のどちら側も同じあなのムジナにすぎないと言えなくもないからである。

さらに、地球温暖化やオゾン層の破壊、生活排水等による越境型の広域環境汚染などの「地球環境問題」では、普通の暮らしをしている生活者が加害者になる。例えば、琵琶湖の富栄養化問題に関していえば、そこで問われているのは周辺住民のモラル（有リン合成洗剤や化学肥料の使用）である。「地球環境問題」という枠組においては、生活者＝住民は「一方的な被害者」から「被害者＝加害者」へと定義し直されるのである。そして「環境問題」の解決にあたっては、「外的な規制」の導入には限界があり、最終的には生活者のモラルを当てにせざるをえないとされる。条例によって有リン合成洗剤の販売を規制することはできても、実際に洗剤の使用を止めて石鹸に切り替えるかどうかは、生活者としての「私たち一人ひとり」の「自主的な選択」に委ねられているというわけである。

しかし、こうした「環境問題」の私たち「一人ひとりのモラル」への還元によって、様々な社会制度上の問題点が看過されがちになるという点に注意を払っておく必要がある。ゴミや生活排水といった大量の廃棄物を生み出す現代の大量消費型のライフスタイルは、経済の拡大再生産を至上命題とした資本主義的な大量生産方式に基づいており、新たな「欲望＝消費」の掘り起こしによって支えられている。また、生態系の破壊を引き起こす大規模な土木施設の建設は、貨幣経済の浸透以前に機能していた入会地（コモンズ）に対する地域共同体を中心にした自主的な管理や、入会地の再生可能性を損なうような過度の利用に対する相互監視による規制のシステムが、住民の福祉や安全に責任を負う中央集権的な

官僚機構による行政サービスによって置き換えられてきたこと——共的（コミューナル）な原理から公的（パブリック）な原理への移行——がその一因ともなっている⁽⁴⁾。「一人ひとりのモラル」の強調はライフスタイルの変化を引き起こし、支えている社会的な条件への批判的な検討から目をそらせるという機能を果たしてもいるのである。入り口として的大量生産が結局は大量消費・大量廃棄につながっているという自明の原理から目をそらした上で、出口としての消費の部分だけでゴミの減量化やリサイクルの奨励を歌い上げたところで根本的な解決には至らないであろう⁽⁵⁾。思想としての「環境問題」は、社会的な諸条件への総合的な批判・検討を飛び越して、「一人ひとりのモラル」の強調といった形で近代的なテクノロジーを基盤とした近代的なライフスタイルの私的レベルでの見直しを迫る傾向がある。こうしたねじれの中から、一方では、割り箸排斥運動や買い物袋の持参運動といった実効性を等閑視して、ひたすら大量消費に対する精神的な反省を迫るようなセンチメンタルな反応が引き起こされ⁽⁶⁾、他方では、フリーライダーが生み出され続けてゆくのである。

「公害問題」から「環境問題」への問題の立て方の移行は、過度の単純化を恐れずに言えば、次のように特徴づけることができると思われる。

- ①「被害者vs加害者」という二項対立的な図式から「被害者＝加害者」という一項図式への移行
- ②それにとまなう、問題解決の方法の、汚染源である私企業への「外的な規制」の適用から、生活者一人ひとりによるオータナティブなライフスタイルの「自主的な選択」への移行

総理府による世論調査の結果も「規制より心がけ」（毎日新聞、1996.9.8）といった形で、「一人ひとりのモラル」を重視する傾向が強まってきていることを示している⁽⁷⁾。

1-3 レトリックとしての環境—「喪失のロジック」から「説得のレトリック」へ

「公害問題」から「環境問題」へという枠組の移行を追ってきたわけであるが、枠組が

⁽⁴⁾貨幣経済の突出によって、共的な原理（コモンズ）が、公的（パブリック）な原理と私的（プライベート）な原理に引き裂かれてしまったことと、環境破壊の関係については、多田政弘（1990）の考察がある。

⁽⁵⁾大量生産の現状を等閑視したリサイクル運動への過剰な期待への批判としては、植田（1992）、室田・他（1995）などがある。

⁽⁶⁾こうした運動への批判としては、植田（1992）、北村（1992）が詳しい。

移行したからといって、公害がすべて解決されたわけではないし、生活者の責任をも視野に入れた「環境問題」という問いの立て方が「公害問題」よりもイデオロギックでないわけでもない（例えば、琵琶湖の水質問題においてはリンやチッソの増加とカビ臭発生の間のメカニズムは完全には解明されていない）。

では、問題を構成する上での枠組の移行は、何をもたらしたのだろうか。ここで重要なのは「環境問題」という枠組においては、私たちはもはや問題の外部に立つことができないということである。「環境問題」という問題の設定の仕方において、私たちは必然的にその被害者であると同時に加害者でもある。自家用車に乗ること、合成洗剤を使うことに始まって、プラスチック製品を使い捨てること、ひいては、米のとぎ汁を排水口に流すことに至るまで、私たちは日々の普通の生活を送ることによって、生態系に影響を及ぼさずにはいられない。「環境問題」の加害者でもある私たちは、「環境」をめぐる諸言説に無関心でいることを許されない。加害者としての私たちは常に、反省し、悔い改めることを求められて——それも、被害者としての私たち自身から——いるのである。「環境問題」という問題設定において、「環境」に配慮するのは当然の前提であり、そうした前提の上で、何がより「環境」にとって望ましいのか、「環境」をどのように定義するのがより適切なかが問題にされているのである。だれもが「環境問題」——「環境」を考慮に入れるべきであるという主張——に対して正面きって否とは言えない、という意味で「環境」に関する言説はある種の「権力作用」（江原、1988）を帯びていると言ってもいいのかも知れない⁽⁸⁾。

しかも、既にみたように、「環境」という概念自体が現在、その内包をあやふやにしたまま、ひたすら外延を拡張していつているように見える。「環境」という用語が用いられる問題設定そのものにしても、自然環境、生活環境、都市環境、農村環境、職場環境、歴史的環境等、列挙のいとまがないほどである。また「環境」という概念の定義を巡って、

⁽⁷⁾1996年の総理府による「生活環境、生活型公害に関する世論調査」によると「生活を快適にするために大切なことは」との問いに対し、最も多かった答えは、「住民一人ひとりがゴミを出さないように心掛けたり、分別回収に協力する」（63.5%）で、前回調査（1993年）よりも5.7ポイントの増加。反面、「公害などの環境の悪化を防止するための規制を十分に行う」（29.8%）は2.8ポイントの減少。「環境の悪化を防止するための施設を整備する」（19.8%）は11.9ポイントの減少。こうした結果に対して、総理府は「産業型公害よりも、騒音などの生活型公害が意識されるようになってきており、環境悪化の問題を一人ひとりの取り組みとしてとらえるようになってきているのではないか」とコメントしている。

⁽⁸⁾「ここで問題にしたいのは、国家や自治体などの制度的に付与された権力ではない。われわれが語り、われわれが主張し、われわれが求めるその言葉自体を特定の方向に形成してしまう力、またはわれわれがわれわれの運動を形成しようとするときに、運動を特定の方向に誘導すべく、われわれ自身がしようする『権力ゲーム』を構造化している力である」（江原、1988:12）

「環境倫理学」（加藤、1992）からの主張⁹⁾や、国際的な環境NGO、草の根レベルのリサイクル運動、経済的な発展を至上課題としている発展途上国の政府、市民運動家といった立場を異にする様々な主体が発言し、コマーシャル・ベースに乗ることを狙った「環境ふれあい住宅」や「環境」に関心のあることをファッションとして提示した「環境にやさしい生活グッズ」や「アウトドア・エクイップメント」といった商品までもが登場している。

「環境」に関する日常的な語りの多くは、かつて存在していた望ましい「秩序」の破壊、喪失という「喪失のロジック」を基盤にしている。「環境」が話題として取り上げられるとき、それは、往々にして、すでに失われてしまったすばらしい「環境」だったり、喪失の危機に瀕している守らねばならない「環境」であったり、取り戻さなければならない豊かな「環境」であったりする。日常的な文脈の中で、「環境」に関する語りが浮上してくるのは、こうした「喪失」を前提にしてである。例えば、日常的な文脈において、水質悪化が話題として取り上げられるようになるのは、「臭い水」「おいしくない水」「健康によくない水」を飲むことを日々の生活の中で余儀なくされた結果としてである。そして、井戸水や湧き水の「おいしさ」は、こうした「喪失」から逆照射されて、はじめてノスタルジーとして意識にのぼるようになるのである。誰もが当たり前に「おいしい水」を飲んでいる時には、水の「おいしさ」が話題としてあらためて取り上げられることはない。失われてはじめて水の「おいしさ」が意識されるようになるのである。

「環境破壊」とは「秩序の否定」であり、「環境」とは、こうした「秩序の否定」の否定形としてのみ定義されうるものであった。しかし、「環境」に関する言説がある種の権力作用を帯びてくるに従って、「環境」をいかに自分に有利に定義することができるか、「環境」を味方につけられるかどうか、が重要になってくる。「環境問題」という問題設定において、大量消費型のライフスタイルとリサイクルの問題、酸性雨や地球温暖化やオゾンホールといった「地球環境問題」、廃棄物の処理の問題、地下資源やエネルギーの枯渇の問題、ハイテク汚染の問題、人口爆発の問題、多国籍企業による公害輸出、発展途上

⁹⁾加藤は環境倫理学の基本テーゼを

1)単に人格のみならず、自然物もまた最適の生存への権利をもつ（アニミズム）。人間だけが権利をもつという近代的な権利概念の克服

2)現在世代は未来世代の生存と幸福に責任をもつ（世代間倫理）。同世代間の合意に拘束力があるという近代的な契約中心主義の打破。

3)決定の基本単位は、個人ではなくて地球生態系そのものである（地球全体主義）。個人主義の原理の廃絶。

という「挑発的」な形で提示している（加藤、1992:80-81）

国での貧富の差の拡大と環境破壊との関連性、ODAの在り方の問題、歴史的な建造物の保存・維持の問題、アメニティや景観といった実に様々な問題群が、複雑に入り組んだ形で議論されてきている。こうした「環境問題」の多様性の一因は、特定のイシューを「環境問題」として位置づけることの重要性にあると思われる。地域社会を巻き込まざるを得ないような巨大なプロジェクトを達成するに当たっては、「環境」に関わる言説の持つこうした「権力作用」が決定的に重要になってくる。「環境」が集団的秩序の表現形態として、積極的に肯定されるべき概念として浮上してくるのである。身近な自然環境に親しむことを目的として、水辺を埋め立てて人工的に親水公園が作りだされてゆくのであり、極端なケースでは、地球温暖化という「環境問題」が、地球温暖化を促進する二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源としての原発の推進に利用されたりもするのである。

こうした転換によって、「環境」概念は、内包も外延もあやふやなまま、問題を問題として設定する鍵概念として確立されてゆくことになる。「環境」概念が権力作用を帯びてゆく過程の中で、「環境」は非常な多様性を帯びた概念でありながら、何が望ましいのかを積極的に定義していくうえで重要性を増していくのである。「環境」は「喪失のロジック」を越えて、新しく作り出すべき「何か」望ましいもの——例えば、環境問題への対応をめぐる「環境の事業化」（野田、1994）とでも言うべき状況が成立しつつある。環境庁サイドによる規制型の環境政策が、建設省等の事業官庁による環境配慮型土木事業の中での対応へと重心を移してゆくという現象が顕在化しつつあるのである。環境を破壊する悪役として扱われてきた土木事業が善玉へ変わろうと努力しているのである——としての相貌を帯びつつある⁽¹⁰⁾。そして、その「何か」もまた「環境」破壊の加害者である私たち全員を否応なく巻き込んでゆくことになる。

「環境」に関する言説は私たちを否応なしに巻き込んでゆく。そして、それ故に、「環境」定義をめぐる様々なせめぎあいが見られたりもする。しかし、そのことを過剰に評価してはならないであろう。私たちを拘束しているのはあくまでも言説のレベルにおける「環境」なのである。排気ガスを排出し、化石燃料という回収不可能な資源を消費し、交通事故の潜在的な可能性を秘めながら、自分一人の移動のためだけに自家用車を利用することを正当性するのは困難である。だが、自家用車に乗ることの罪深さを認めるからといって、それがそのまま生活実践において自家用車を手放すことにつながるとは限らない。多くの生活者にとって、日々の生活の便利さや快適さを手放して守るほどの価値として「環

⁽¹⁰⁾例えば、1977年のOECDの「アメニティ提言」をうけた環境庁の「環境保護長期計画」における「アメニティの自立化」や「快適な環境の創出」や土地改良関連環境保全事業に見られるような親水施設や修景事業等。

境」が深刻に受けとめられているかどうかは疑問である。「環境」は確かに正面きって否と言うことのできない問題ではあるのだが、実際には、生活の利便性というより差し迫った問題の方が優先されがちである。

私たちは、日常的な生活実践の中で、絶えず「環境」を意識しているわけではない。「環境」が権力作用を帯びてくるのは、「環境」が語られるとき、それもできるだけフォーマルな場面で語られるときである。「環境」に普段それほど関心を持っているわけではなくても、あらたまって「環境」について語られるとき、それに無関心を装ってはいられなくなる。乗用車の使用を明日からきっぱりとやめにする決意がなくても、「環境」に関する言説に賛同することは可能であるし、賛同することが望ましいと考えられている。普段からどれだけ「環境」について考えているか、どれだけ「環境」に配慮したライフスタイルを採っているか、といった個人間の相違は「環境」が語られる場面において限りなく希釈化される傾向がある。この、誰もが等しく否とはいえないというところに「環境問題」のあやうさがある。「環境」は人々を巻き込んでゆくための「説得のレトリック」として有効なのであり、親水施設の建設等に見られるような行政による土木事業の促進においても「環境」が錦の御旗として利用されているのである。

「環境」は最も有力な「説得のレトリック」となりつつある。「環境」という「中心の空虚な概念」（吉田、1994）は、外延をなしている様々なイメージから自分に好都合なものを取り出したり、あるいはそれを拡張したりすることで「説得のレトリック」として使用することができる。しかしまた、「環境」を「説得のレトリック」として使用するということは、既にできあがっている「環境」に付属するイメージや「環境」に関する諸言説に巻き込まれるということでもある。その意味で「環境」とは、アンビバレントな概念である。アウトドア・ブームは、一方ではアウトドア・ファッションやRV車の流行といった形で、大衆消費社会における新たな「欲望＝消費」の掘り起こし（書店のエコロジーのコーナーに様々なアウトドア・エクイップメントを紹介したカタログ誌が平積みになされてる）としても機能したのであり、ひいてはバブル期のリゾート開発ラッシュの一助ともなったのである。しかし、他方では長良川河口堰への反対運動などにみられるような大規模土木施設の建設による生態系の破壊への異議申し立ての論拠の一つにもなった「豊かな自然とふれ合う権利」を草の根レベルで定着させる役割をもはたしたのである。

2 アメニティと「人間中心主義」－「環境問題」の日本的な特質

次に「環境」が「説得のレトリック」として用いられる際の日本的な特質について、欧

米との比較を通して簡単に触れておきたい。日本においては、個々の 이슈を論じる場合の議論の前提として「人間中心主義」的な価値観があり、欧米諸国のディープ・エコロジーや動物の解放論のような「反人間中心主義」的な観点はほとんど見られない。日本の「環境問題」におけるこうした「反人間中心主義」的な要素の希薄さは、人間にとっての環境の心地よさというアメニティの観点と強い親和性を持っており、ポスト「公害問題」としての「環境問題」の論じられ方を規定していると考えられる。また、個別の 이슈に関しては、制度論的な観点がとられるのに対して、社会構造全体がトータルに制度論的な視点から検討されることが少ないという傾向も見られる。大規模土木施設が引き起こす生態系の破壊に対しては行政システムに対する制度論的な批判が加えられるのに対して、ライフスタイルの変化によって引き起こされている生態系への影響の場合には、ライフスタイルの変化の制度的な基盤が問題にされることはなく、その解決はもっぱら「一人ひとりのモラル」にゆだねられているのである。こうした日本的な特質の背景として欧米と比較した場合、①「環境保護運動」を正統化する歴史的・思想史的な背景の差異、②「環境保護運動」の担い手の組織形態上の差異、が考えられる。順に見ていくことにしよう。

2-1 歴史的・思想史的な背景の差異

日本の「環境問題」はその前史として、急激な工業化にともなう世界にも類を見ないような過酷な公害の集中発生と、それに対する反公害闘争を経験している。反公害運動において運動の焦点になったのは住民の健康に対する直接的な被害であり、それが「人権」という観点から追求されていったのである。経済成長を至上命題とする政官財が一体となった「権威主義開発体制」（渡辺、1995）⁽¹¹⁾に対抗する論拠として、「人権」という近代的な「人間中心主義」の価値が選択されたのであり、世論もまた被害者の悲惨な境遇に対するシンパシーを核として運動を支持していったのである。

「人権」という「人間中心主義」的な価値観は、アメニティという発想と親和性を持っている。環境経済学の専門家であり、反公害の住民運動にも積極的にコミットしてきた宮本憲一は『都市をどう生きるかーアメニティへの招待』の中で、1976年に出された日本の環境政策に対するOECDのレビュー⁽¹²⁾に関して、「私は公害問題とアメニティを分離し

⁽¹¹⁾渡辺によれば「権威主義開発体制」とは「政治支配権をにぎった軍・政治エリートが「開発」を至上目的として設定し、それを達成すべく彼らが育成した官僚テクノクラート群を経済政策の立案・施行の任にあたらせ、経済開発の成功をもってみずからの支配の根拠とするシステム」であり、日本こそがNIESやASEAN諸国のこうした体制のプロトタイプであるという。

たり、あるいは対立するものとして扱うことには反対である。OECDのレビューから生まれた政府の態度は、公害問題とアメニティを切りはなすものであった。しかし、アメニティが失われる中で公害は発生するのであり、また公害問題の徹底的な解決以外にアメニティの確立はないのである」と述べている。

アメニティという観念の形成過程をたどってゆくと、イギリスの初期都市計画へとさかのぼることが出来る。産業革命期のロンドンやバーミンガムなどの都市の過密、貧困、不衛生やそれにともなう伝染病の流行に対処するために行われていった建築規制や上下水道の建設は、やがて都市計画へと発展していった。アメニティという言葉は、都市計画が難題に挑む際の旗印にされたもので、「公衆衛生」「快適さ」「保存」の複合概念を表していたという（Smith、1977）。イギリスでは、1909年に初の都市計画法が制定されているが、そこには都市計画の目的として、「衛生」「利便性」とならんで「アメニティ」があげられている。この時期になるとアメニティという観念が「衛生」や「利便性」とは区別され「快適さ」を表すものとして使用されるようになってくるのである。

木原啓吉は「環境の思想・アメニティについての一考察」において、イギリスの代表的な都市計画家であるウィリアム・ホルホード卿の「アメニティとは単に一つの特質をいうのではなく、複数の総合的な価値のカタログである。それは芸術家が目にし、建築家がデザインする美、歴史が生み出した快い親しみのある風景をふくみ、ある状況の下では有効、すなわち、しかるべきもの（例えば住居、あたたかさ、光、きれいな空気、家の中のサービスなど）が、しかるべき場所にあること、すなわち全体として快適な環境をいう」という定義を受けて、「貨幣価値に換算できるもの、いわゆる数量化できるものだけを重視するのではなく、貨幣価値では測れず、それゆえにまた、住民生活にとって根元的価値をもつものを重視します。たとえば、古くから村に伝わる一本の木、海辺をわたる潮風、遠くに見える教会の塔、伝統的な町並みがつくり出す昔ながらの景観。こうした自然環境と歴史環境は、それ自体、その価値を数量化しにくいですが、それが、そこに存在することで、住人の心は安らぎ、そこに生きることを心から誇りにおもうのです。そして地域の文化もまた、それを基盤にして育ってきました。こうした数量化を超えた価値こそが、住民の精神的連帯のシンボルであります。アメニティの確立した社会が重厚で安定しているのは、このためです」と述べている。アメニティとは、「利便性」や「効率性」といった近代的な価値を超えた望ましさのことである。しかし、アメニティとして語られる「快適さ」は、

⁽¹²⁾ 「日本は数多くの公害防除の闘いには勝ったが、環境の質、あるいはアメニティと呼ばれるものを高める戦争では勝利をおさめていない」と結論されている。

あくまでも住民＝人間にとっての「快適さ」であり、アメニティという観点からは、「人間中心主義」を越えた自然それ自身に内在する価値といった観念は生まれてこないということに注目しておく必要がある。また、こうした観点からは、食物連鎖や物質循環、希少動植物の生息といった直接は人間の日常生活に結びつかないような生態学的な側面——もちろん人間の諸活動はこうした生態学的な基盤に支えられて初めて可能になるのであるが——よりは、景観や美観といった審美的な側面が重視されがちでもある。公共事業におけるアメニティの重視という傾向は、生態学的な環境アセスメントをなおざりにしたまま、修景事業が積極的に推進されてゆくという日本的な現象とも結びついているのではないだろうか。アメリカのように「絶滅の危機に瀕した種」に指定された生物の生息という生態学的な「事実」によって、すでに始まっていたダムの建設が中止されるといった事態⁽¹³⁾が日本でも起こりうるとは考えにくい。

日本で本格的にアメニティが議論されるようになったのは、OECDレビューを受けて1979年度の『環境白書』が、産業公害の時代は終わったとして、政策の重点を「快適な環境」に置くようになってきてからのことである。規制によって公害の発生を防止するといった発想から、「快適な環境」を積極的に創り出してゆこうという発想への転換が行われたのである。都市計画の中から生み出されてきたアメニティという観念は、「環境の創造」という発想を通して「環境の事業化」へと結びついてゆくことになる。

現代のアメリカやヨーロッパの「環境問題」も公害という経験を通してはいないわけではない。しかし、アメリカの環境主義の組織的、思想的な起源は、鉱工業からの廃棄物質による健康被害が焦点になる以前の、19世紀末の進歩的な原生自然の保全・保存運動⁽¹⁴⁾にさかのぼることができる(岡島、1990/Nash、1989)。生活環境の破壊が人間の健康に深刻な影響を与えることがクローズアップされてゆくのは主に1960年代以降であるが、それに先行する形で自然それ自体の価値と保存の必要性に関する認識が普及していたのである。当時、自然資源の乱開発が進む一方で、ロマン主義的な思潮の流れを汲むエマソンやソローの超越主義が影響力を獲得してゆき、自然を功利的な観点からではなく、それ自身として価値のあるものと考え、それゆえに保護するべきであるとする観念が広まっていった。現在世界有数の環境NGOとなっている「シェラ・クラブ」は、エマソンやソローの影響を

⁽¹³⁾ダックリバー(テネシー州)に建設中だったコロンビアダムに、TVAが8400万ドルもの投資を行った後で建設の中止を決定したのは、コロンビアダムを建設すると、何種類かの「絶滅種」に指定されている貝類の生息が危うくなるというレポートが1977年に「魚類ならびに野生生物局」からだされ、1982年にこの貝の移植を試みた結果、たった二つの稚貝しか育たなかったという生態学的な「事実」に直面したからである。

⁽¹⁴⁾「保全」と「保存」の概念的な区別に関しては、鬼頭(1994)を参照。

強く受けたジョン・ミューアを中心として1892年に設立されたものであり、シェラネバダ山脈のヨセミテ渓谷の原生自然の保存を呼びかけることを目的としたものである。また、その名の通り原生自然の保存を活動の中心としている「ウィルダネス協会」は、エマソンやソローの超越主義の系列とは異なった科学主義的な自然観・社会観から「土地倫理（ランド・エシックス）」を提唱したレオポルト⁽¹⁵⁾らを中心として1935年に設立されている。日本の「公害」から「環境問題」へという展開とは異なり、アメリカには「自然保護」から「環境問題」へという流れが存在しているのである。自然との交流によって得られる精神的な高まりを重視する考え方は「反人間中心主義」を標榜する今日のディープ・エコロジーの思想の中にも継承されている（Dunlap, Mering, 1992）。

レイチェル・カーソンの『沈黙の春』は、農薬の生態系や人間の健康に及ぼす影響について告発することで、60年代の環境ブームの引き金となり、アメリカにおける「自然保護」から「環境問題」への転換点をなした著作である。『沈黙の春』は、農薬の人体に対する影響の指摘からではなく、鳥たちのいない沈黙の春の情景から説き起こされている。その背景に単なる修辞上の技法を越えて、こうした歴史的な経緯からの影響を伺うこともできるかもしれない。

アメリカやヨーロッパと比較して、「動物の権利」や「自然の権利」といった議論は、日本ではこれまであまり積極的に取り上げられてこなかった。そこに、捕鯨反対運動へのナショナリスティックな反発といった心情的な理由を見いだすことも可能ではある。しかし、こうした議論の前提になっている思想史的な伝統（動物の解放論の場合には、ベンサムに由来する功利主義的な原理原則）を、私たちが欠いていることが、このでの議論を胡散臭く感じさせているのかもしれない。「動物の権利」論のホープであるピーター・シンガーが『動物の解放』で、たどり着いた結論＝「脳に重大な損傷を受けた人間の赤ん坊の生存権よりは、成長したイヌやブタの生存権の方が優先されるべきであり、それに反対の立場をとるのは種差別主義(speciesism)に他ならない。障害新生児に対する安楽死の適用に可能性を認めるべきである」は、私たちの目から見て、エキセントリックを通り越して噴飯ものに感じられるかもしれない。しかし、それはベンサムに由来し、英米圏の法体系（法体系が利益の保護体系であると考えられている）において支配的な功利主義的な基本前提（善＝快、悪＝苦であり、快の総量の増加こそが達成されるべき状態である。従って、平等性の基本原理の根拠は知性や能力の同等性にあるのではなく、喜びと苦しみを感じこ

⁽¹⁵⁾レオポルトは、従来の倫理が機能していた共同体の枠を、土壌、水、植物、動物までものをひとまとめにした「土地」に拡大し、「土地」という生命共同体の全体的な安定を重視した。

とができるということにある)からの、一貫した論理的な帰結なのである。

欧米のディープ・エコロジーや動物の解放論といった「反人間中心的な」思想潮流は、それぞれ、自然自体の内在的な価値を認めるエマソンやソローの超越主義やレオポルトの「土地倫理(ランドエシックス)」、ベンサムに由来する功利主義の脱人間中心主義的な発想という思想史的な流れの中で形成されてきたものである。「アース・ファースト!」や「シー・シェパード協会」などのラディカルな環境NGOが森林伐採や捕鯨に抗議して行う「エコタージュ」⁽¹⁶⁾と呼ばれる直接行動や、ディープ・エコロジーによる禅や東洋哲学、ネイティブ・アメリカンのアニミズム的な自然観の積極的な取り込みといった活動のうちに、ロマン主義の持つ近代的な諸価値に対する揺り返しとしての側面を見いだすことも可能である。これに対して、日本の反公害運動の中心的な原理をなしていたのは被害者の「人権」であった。開発至上主義的な政官財の協調体制に対抗するために「人権」という近代的な「人間中心主義」の原理が選取られたのである。「公害問題」から「環境問題」への枠組の移行に伴って、主導原理も「人権」からアメニティへと移行していったのであるが、そこに「人間中心主義」的な原理の連続性と、「反人間中心主義的」な原理の欠如とを見て取ることができるだろう。アメリカの環境運動を支えているのは、一方では生態学的な環境アセスメントの徹底といった形での、人間の主観を廃した「事実」の追求(科学としての反人間主義)であり、他方ではそうした「事実」を支持し、近代的な合理性よりも「絶滅種」の保護を重視する価値観(思想潮流としての反人間主義)という対抗的な相補性をもった二つの反人間主義なのである⁽¹⁷⁾。これに対して、人間にとっての主観的な「快適さ」というアメニティの原理は、「環境の事業化」へと道を開いてゆく契機となったのであり、「環境」というカテゴリーの下で、生態系の保全とは無縁の惨事事業が進められてゆくという日本的な現象への批判を生み出してはこなかったのである。

2-2 組織形態上の差異

反公害運動では、個別の 이슈ごとに直接的な被害者を中心として、それに専門家や

⁽¹⁶⁾伐採を防止するために木に鉄の杭を打ち込んだり、林道工事を妨害するためにブルドーザーの部品をモンキー・スパナでねじ曲げたり、捕鯨船を沈没させたりして、生態系の保全のために直接行動(ときには機械や財産に対する暴力をとまう)によって生産妨害を行うことをエコタージュ(エコロジカル・サボタージュ)と呼ぶ。

⁽¹⁷⁾もちろん、この二つの反人間主義の対抗的相補性がいつも理想的に機能するわけではない。

知識人を含めた支援グループが「手弁当」で加わることによって運動体が形成され、主に訴訟という手段を通して健康被害への対策や補償が求められていった。「公害問題」から「環境問題」への移行に伴って反対運動の中心的な対象は、私企業による汚染物質の廃棄とそれにとまなう健康被害から、ダムや河口堰、高速道路といった行政サイドによる大規模土木建築物の建設とそれにとまなう生態系の破壊へと変化してきた。運動の原理もそれにとまなう「被害者の人権」や「被害者への共感」から「豊かな環境を享受する権利」や「生態系の保全」へと変化してきたのだが、個別のイシューごとに運動体が形成され、それに「手弁当」で参加してゆくという運動の形態自体には大きな変化が見られない。そのために、運動体が個別のイシューを越えて存続しがたいし、個々の運動の間に緩やかな情報交換のネットワークが形成されつつあるとはいえ、運動体が個別のイシューを越えて活動を展開してゆく契機は乏しい。

これに対して、アメリカで「環境運動」の有力な主体になっている大規模な環境NGOは、会員からの寄付金という経済的な基盤の下で、個別のイシューを越えて様々な活動を展開する継続的な組織体である。例えば、先に挙げた「シェラ・クラブ」は、1994年度の会員数52万4千人、予算総額4400万ドルに達し、100年以上の歴史を誇っている。また、寄付金という独自の経済的な基盤を備えた大手の環境NGOやワールドウォッチ研究所のような環境シンクタンクが存在によって、こうした組織の専従職員として環境問題のプロフェッショナル（環境問題への取り組み自体を職業にしているといった意味で）が生み出されてきている⁽¹⁸⁾。

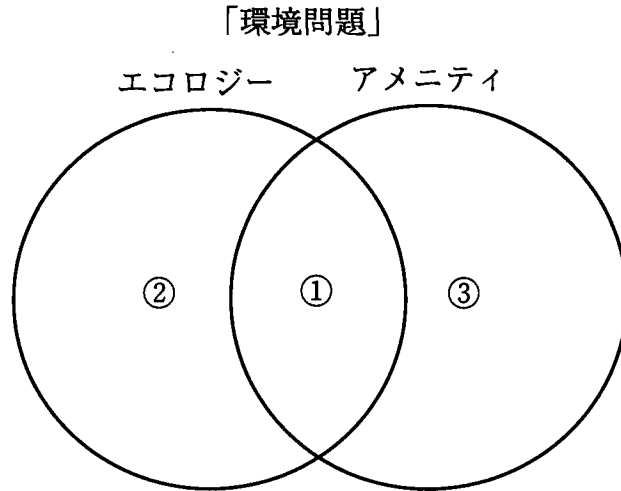
多くのヨーロッパ諸国には「環境問題」への取り組みを主眼とした政党（緑の党）が存在しており、個別のイシューを越えた運動の担い手になっている。ドイツやフランスの緑の党はユーロ・コミュニズムの流れを受けており、「環境問題」を資本主義的な生産様式に対する批判的な検討という視点から個々のイシューを越えてトータルに把握していこうとする傾向がみられる（Lipietz, 1993/Gorz, 1991/Ebermann & Trampert, 1984）。

アメリカやヨーロッパと比較した場合、日本の「環境運動」の組織形態上の特質は、個別のイシューを越えて継続的に「環境問題」に取り組んでゆく組織体が存在してこなかったことにある。こうした組織形態上の特質が、運動への参加者が、個別のイシューを越えて制度論的な視点から「環境問題」全般を横断的に捉えてゆく視点を形成することを困難にしているのではないだろうか⁽¹⁹⁾。

⁽¹⁸⁾ エリート中心主義に陥りがちな点、運動の方針や形態が寄付金の集め易さに左右される点、などのアメリカ型の組織形態の問題点に関しては諏訪（1996）を参照。

3 エコロジーとアメニティ

具体的な事例への踏み込んだ分析は行えないが、最後に、アメニティ（人間主体の感じる快適さ）とエコロジー（生態系の保全）という枠組を通して「環境問題」の整理を試みておきたい。



現在「環境問題」へのモデル的な取り組みとして評価されているようなケースの多くは、住民参加型の「まちづくり運動」（滋賀県の事例でいえば、近江八幡市の「八幡堀の保存・修景運動」や甲良町の「せせらぎの町運動」）である。こうした運動は、近代的な「効率性」や「利便性」の基準を越えたアメニティ（生活の潤い＝きれいな小川のせせらぎや、トンボや螢の飛び交う情景）とエコロジー（生態系の保全）とが調和した領域（図①）で行われている。アメニティを積極的な価値として受け入れた主体によって、アメニティの費用負担（住民参加）と享受が同時に行われているのである。

生態系の保全への取り組みが「効率性」や「利便性」といった近代的な価値と対立するような領域（図②）には、大規模土木施設への反対運動や地球環境問題などが属している。大規模土木施設への反対運動では、「効率性」や「利便性」の享受者（受益者）、あるいは行政側によって受益者であるとカテゴライズされた者の「定量可能（tangible）」な利益と、豊かな自然の享受する機会を奪われた者（受苦者）の「定量不可能（intangible）」な被害とが対立している。生態系それ自体の価値＝権利は必ずしも認められているとは言

⁽¹⁹⁾例えば、ダムの建設反対運動の支持者から、地域振興の契機としてスキー場開発に対す

い難いので、生態系の保全の必要性は、生態系の恩恵を受ける人間＝主体の権利への侵害という形で主張されることになる⁽²⁰⁾。そこで使用されているのが、「環境権（人間が豊かな環境を享受する権利）」、「将来の利用のための保護論」、「カナリヤ主義」⁽²¹⁾といった論方である。近代的な価値の明確さ（洪水から住民の生活を守れ）と、生態系の人間にとっての価値という十分には確立されていない価値の曖昧さ（清流を守れ）とが、価値の次元では対立することになるのである⁽²²⁾。

「地球環境問題」のような一般の生活者の近代的なライフスタイルと生態系の保全が対立するようなケースでは、その解決は「一人ひとりのモラル」にゆだねられる傾向がある。こうした制度的な対応を回避する傾向が、一方ではフリーライダーを生みだし、他方では実効性を度外視したセンチメンタルな運動（割り箸排斥運動や買い物袋持参運動）を生み出している。そして、両者の間にはセンチメンタルな運動への参加が、近代的なライフスタイルの享受への免罪符として機能するという共犯関係が存在しているのである。

アメニティを促進はするが、生態系の保全に直接は結びつかないような領域（図③）では、すでに見たように「環境」という名目の下で修景事業などが進められている。自然をエンジョイするための施設を作り出すことで、生態系の破壊を促進するリゾート開発などもこの領域に属していると言ってよいだろう。

生態系の保全に無関係な修景事業よりも、はるかに微妙な位置にあるのが「環境の創造」と呼ばれるような一連の事業（親水施設、近自然型の河川改修等）である。こうした事業には、ある種のアンビバレントが付きまとう。ここでは、親水施設について簡単に検討してみよう。親水施設には、手軽に身近な水辺にふれ合う機会を提供することで、利用者の目を自然に向けさせ、環境意識の向上を図るという啓蒙的な役割が期待されている。では、そこで中心におかれているのは、エコロジーへの配慮（環境意識の向上）なのだろうか、

る思い入れを聞かされて返答に詰まってしまうようなことがある。

⁽²⁰⁾市民運動と行政プロジェクトが対立するようなケースにおいては、市民一般の受益性の計量しがたさがネックとなって行政プロジェクトが優先され、その一方で、親水施設等の「環境」に配慮した土木施設の建設において行政側がイニシアティブをとるような場合には、「環境」というイシューの持つ権力作用が利用される傾向がある。今後「環境」が争点となるような事業に関しては計画段階からの、より一層の市民参加やコンセンサスの成立を条件にしてゆくべきであろう。

⁽²¹⁾「将来の利用のための保護論」とは、現在使用されていない生物も将来の人間にとっては有用になるかもしれないから、保護すべきである（遺伝子資源を守れ!）といった論法であり、「カナリヤ主義」とは、人間以外の生物の生存が脅かされるならば、それは必ずや人間の生存条件もまた脅かされているはずだから自然保護は人間保護に重要だという論法である。共に、加藤（1996）による。

⁽²²⁾実際に訴訟で争われるのは、こうした価値の次元ではなく、行政側が主張する近代的な価値が実質のないでっち上げ（ダムが洪水を引き起こす）かどうかである。

それとも、アメニティの増進（水との気軽で安全なふれあい）なのだろうか。親水施設には、水を循環、攪拌、曝気する施設（水質の浄化に役立つとされている）が組み込まれているのが一般的なので、ハードとしても生態系の保存に貢献しているとも言えないこともない。しかし、その一方で、人を集めるために「アミューズメント化」（長尾、1994）する傾向を持っており、場合によってはリゾート開発の一翼をになってしまうことにもなりかねない。中には親水施設を作るために埋め立てやコンクリート張りの護岸工事が行われ生態系の破壊を促進しているケースも存在する。また、そこで提供されている自然は、管理され、安全性の保証された疑似的なものにすぎず、自然の持つ危険な側面は周到に排除されている。さらに、こうした事業は「環境」という名目のもとで、住民参加やコンセンサスの形成、情報公開をなおざりにして進められたりする傾向がないとは言えない⁽²³⁾。

結び

地下に埋設された農業用水のためのパイプラインに向けて琵琶湖から水を汲み上げるポンプの収納場所（逆水施設）が穴太濃積みの石垣を基盤に据えた環境にマッチした瀟洒な外装をほどこされている。代掻き期の田圃の畦には「濁水防止」と水色地に白で染め抜かれたのぼりが林立している。見慣れたはずの地元の風景が、「環境社会学」に足をつっこむようになって以来、どこかひっかかる風景へと変質して行った。琵琶湖の富栄養化を促進するとされる水田からの濁水の流入の防止のために「一人ひとりのモラル」があてにされている。その一方で、生態系の保全（エコロジー）には直接結びつかない修景事業が、コンセンサスやディスクロージャーとは無縁の次元で進められている。正直言って、あの見慣れた建物に逆水のためのポンプがおさめられているのだと知ったのは、ごく最近のことである。そして、この同じ瞬間に地球の裏側では、貨幣経済の浸透に裏打ちされた絶対的な貧富の差の下で、「土地無き人々に、人々なき土地を」という政府のスローガンに従って熱帯雨林への入植者が地球温暖化の一因とされる焼き畑を繰り返している（鷲見一夫、1989）。

これらのすべてが「環境問題」の名の下に議論され、批判され、正統化されているのである。「環境問題」という枠組のヌエ的な性格を、どのように理解すればいいのだろうか。「環境問題」が、私たちを否応なしに巻き込まずにはおかぬ「権力作用」を有している

⁽²³⁾吉田(1994)は「環境の事業化」という観点から、農政の分野におけるこうした傾向を分析している。

のはなぜか。こうした「権力作用」の下で、センチメンタルな「環境主義者」とフリーライダーが同時に生み出されてゆくのはなぜか。アメニティとエコロジーの「環境問題」への包摂という日本に固有の事態はなぜ引き起こされたのか。こうした疑問へのとりあえずの解答が、この論考である。

参考文献

- Carson, Rachel 1962 SILENT SPRING, Penguin Books 青樹繁一訳『沈黙の春』新潮文庫
 Dunlap, Riley E. & Mering, Angela G. (ED.) 1992 American Environmentalism 満田久義監訳 1993『アメリカの環境主義』ミネルヴァ書房
 Ebermann, Thomas & Trampert, Rainer 1984 Die Zukunft der Grünen, Ein realistisches Konzept für eine radikale Partei, Konkret Literatur 田村光彩・他訳 1994『ラディカル・エコロジー』社会評論社
 江原由美子 1988『フェミニズムと権力作用』勁草書房
 Ferry, Luc 1992 LE NOUVEL ORDRE ECOLOGIQUE, L'arbre, l'animal et l'homme Grasset & Fasquelle, Paris 加藤宏幸訳『エコロジーの新秩序』法政大学出版局
 Gorz, Andre 1991 Capitalisme, Socialisme, Ecologie, Galilée 杉村裕史訳 1993『資本主義 社会主義 エコロジー』新評社
 林智、西村忠行、本谷勲、西川栄一 1991『サステイナブル・ディベロップメント』法律文化社
 堀川三郎 1989『小樽運河保存運動の分裂過程—運動の変遷と展開』『慶應義塾大学大学院法学研究論文集』
 飯島伸子(編) 1993『環境社会学』有斐閣
 梶田孝道 1988『テクノクラシーと社会運動—対抗的相補正の社会学』東京大学出版会
 加藤尚武 1991『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー
 1996『環境と文化—deep ecology 批判—』『環境社会学研究』1:111-115
 木原啓吉 1989『環境の思想・アメニティについての一考察』『アメニティを考える』8-14 アメニティ・ミーティング・ルーム編 未来社
 北村美蓮 1992『地球はほんとに危ないか?』光文社
 鬼頭秀一 1994『思想潮流の三段階論』『環境学がわかる。』111-120 朝日新聞社
 Lipietz, Alain 1993 Vert esperance: L'avenir de l'ecologie politique La Decouverte 若森章孝・他訳 1994『緑の希望』社会評論社
 宮本憲一 1984『都市をどう生きるか—アメニティへの招待』小学館
 室田武、多田田政弘、植田敦 1995『循環の経済学』学陽書房
 長尾吉晃 1994『親水施設の批判的検討』『河川管理における環境保全型社会システムの形成過程の研究』琵琶湖研究所委託研究報告書 86-102
 Nash, Roderick F. 1989 The Rights of Nature: A History of Environmental Ethics, Univ. of Wisconsin Pr. 岡崎洋訳 1993『自然の権利』TBSブリタニカ
 野田浩資 1994『愛知川流域をめぐる環境史の試み』『河川管理における環境保全型社会システムの形成過程の研究』琵琶湖研究所委託研究報告書 38-62
 岡島成行 1990『アメリカの環境保護運動』岩波新書
 Schutz, Alfred 1954 Concept and Theory Formation in the Social Sciences, Collected Papers 1 Nijhoff
 Singer, Peter 1975 Animal Liberation: A New Ethics for Our Treatment of Animals, New York 戸田清訳
 Kyoto Journal of Sociology IV/December 1996

1988『動物の解放』技術と人間

Smith, David L. 1987『アメニティと都市計画』川向正人訳、鹿島出版会

諏訪雄三 1996『アメリカは環境に優しいのか』新評社

多辺田政弘 1990『コモンズの経済学』学陽書房

武内和彦 1994『環境創造の思想』東京大学出版会

植田敦 1992『環境保護運動はどこが間違っているのか?』宝島社

鶴飼照喜 1992『沖縄—巨大開発の論理と批判—』社会評論社

鷺見一夫 1989『ODA 援助の現実』岩波新書

渡辺利夫 1995『新世紀アジアの構想』ちくま新書

吉田竜司 1994『農政と「環境」—戦後農政における環境関連事業への対応を通して—』『河川管理における環境保全型社会システムの形成過程の研究』琵琶湖研究所委託研究報告書 63-85

毎日新聞 1996年9月8日「総理府世論調査「ゴミださない」が増加」

(つかもと としゆき・研修員)

Amenities and Ecology : Study of the Concept 'Kankyou'

Toshiyuki TSUKAMOTO

The purpose of this paper is to consider the peculiarity and the power of the Japanese concept 'kankyou' in the universe of discourse.

Compared with the English concept 'environment', the Japanese concept 'kankyou' involves more various connotations. The concept 'kankyou' includes not only Environmental pollution and Disruption of ecology but also Destruction of amenities. For example, the problem of conservation of historic landscapes and architectures in town has been discussed under the concept 'kankyou' in Japan.

Construction of the concept 'kankyou' and the Japanese way of discussing environmental problems has been influenced by the movement against 'kougai', that is, environmental pollution in Japan. Main claims in that movement from 1950's to 1960's were compensation for damages to the health caused by pollution and control to pollution. The movement against 'kougai' was founded on humanism, anthropocentric values.

It presents a striking contrast to American environmental problems and movement. In terms of the beginning of American movement, We can go back to conservation movement against disruption of nature in 1890's. It was founded on romanticism which has anti-anthropocentric drift.

Anthropocentric drift of the concept 'kankyou' has an affinity for the concept 'amenity' which means comfortableness to the human beings. That affinity relates Japanese environmental problems with the idea of creation of amenities drew from city planning.

Environmental problems have become the center of public interest in Japan like Europe and America. Importance of how to construct or interpret the concept 'kankyou' and environmental problems has increased, because one who construct them to one's advantage may gain support of public sentiment.

Variety of connotations included in the Japanese concept 'kankyou' makes competition for interpretation of it very complicated.